

企業と人権・同和問題をめぐる近時の動向—「部落地名総鑑」事件から40年

[1] はじめに

[2] 「部落地名総鑑」差別事件とは

1. 「部落地名総鑑」とは、部落の所在地一覧を記した図書（コピー本も含む）の総称
2. 発覚は部落解放同盟大阪府連合会に送られてきた1通の投書（1975年11月18日）  
「前略 同封致しました書面は誠に差別撤廃の折から如何に存知ます。ご調査の上、厳しくご処置下さい」の手紙と購入案内チラシ
3. 続々と発見されていく各種「部落地名総鑑」とその全容
4. 200以上の購入者が判明、その大半は企業
5. 大学生で遭遇した「部落地名総鑑」差別事件

	図書名	発覚時期	発行所	販売時期	販売価格	作成	購入者	回収	特徴
第1の部落地名総鑑	人事極秘・部落地名総鑑	1975.11.19	企業人材リサーチ協会・企業防衛懇話会	1975.4~11	30000円~45000円	500	53	447	タイプ印刷
第2の部落地名総鑑	全国特殊部落一覧	1976.2.4	労政問題研究所	1975.2~5	25000円	11	11	10	「全国左翼高校教諭リスト」と抱き合わせ
第3の部落地名総鑑	全国特殊部落リスト	1975.12.16	労働問題研究所	1970~1971 1975	20000円~30000円	54	54	42	第2の地名総鑑とは別
第4の部落地名総鑑	大阪府下同和地区現況	1976.1.19	労働問題研究所	1972~1973 1975	20000円~30000円	35	34	23	大阪の日本共産党系組織情報と大阪の部落情報
第5の部落地名総鑑	日本の部落	1976.3.12	労政経済研究所	1969~1972	5000円~10000円	不明	51	16	全国の部落の新旧地名や戸数一覧
第6の部落地名総鑑	特殊調査報告書	1976.7.29	サンライズ・リサーチセンター	1974	10000円	1	1	1	手書きをコピー
第7の部落地名総鑑	(特)分布地名	1976.7.23	本田秘密探偵社	1976.2~11	15000円~20000円	135	14	112	タイプ印刷
第8の部落地名総鑑	同和地区地名総鑑全国版	1978.5.12	不明	1975~1980	30000円~35000円	204	5	12	部落の調べ方、主要産業なども記載
第9の部落地名総鑑	投書のリスト	1978.11.11							

(注)1989年7月法務省人権擁護局発表資料をもととして作成

6. 1989年 法務省が「終結宣言」
7. 2005年12月 第9の「部落地名総鑑」の発覚（1960年頃制作と思われる）
8. 2006年1月 第10の「部落地名総鑑」と第8の「部落地名総鑑」の電子版コピーが回収

[3] なぜ、「部落地名総鑑」差別事件が起こったのか

- (1) 「商品」としての「部落所在地情報」  
cf. 水、音、生年月日（個人データ）
- (2) 部落に対する根強い偏見

1. 第1の部落地名総鑑の作成者Tの証言（1977年5月25日 解放新聞大阪版）  
「わたしは1920年（大正11年）姫路に生まれた。当時は部落に対する差別はきつく、近くにあった部落の人々に、近所の人々はひどい差別用語をなげつけていた。また食物を部落の人々がもらいに来ても、決して敷居から中へは入れず、お皿も別の物に入れて

やっていた。そういう中で私も差別意識を持つに至った。1941年に軍隊に入隊し、岡山の部隊で人事系の助手をやっていたが、その中でも部落差別は厳然として存在していた。たとえば、兵籍名簿の中で、部落出身者には、筆を逆さにして印を付けてありました……。1965年頃から興信所をやった。その中で、結婚に関する身元調べのまず99%までとって間違いないが「血が混じると困る」「部落の人かどうか調べてくれ」ということであった。……。企業の大半は、今でも身元調べを行っているし、特に管理職登用に際しては、厳しい身元チェックをしている。……。発行の動機は、興信所をやっていたとき、「部落出身者」かどうかの依頼が多かったこと……」

## 2. 企業の担当者の購入動機

- ・ A銀行担当者「周囲の人々や老人から部落はこわいものだとかえ込まれ部落に対する偏見を持っており、人事係長としてできれば採用にあたって同和地区出身者をチェックしたいという気持ちから購入しました」
- ・ B銀行担当者「企業、特に金融機関は会社の信用を重んじます。そこで人の採用にあたっては、資産があって、社会的に名声の高い家の子女を採用しようという採用方式を持っています。このことはうらを返せば、部落差別の結果、貧しく社会からも偏見で見られている部落民を採用しないということにつながっています。そこで、人事採用にあたってチェックしたいということで部落地名総鑑を購入しました」

## (3) 買い手市場（経済・雇用情勢）の中で「差別体質」が露呈

1. 1973年 第4次中東戦争に端を発する石油ショック → 買い手市場
2. C社 綿密な身元調査を第一次合格者に実施  
日常生活態度、社会的風評、遺伝的疾患の有無、その他身上事実→特定団体への加入、思想、信仰、血統内の遺伝的疾患、資産、生活状況（5段階評価）、学費の出所、両親の生い立ちなど
3. D社 本社総務部保安課に身元調べの専門スタッフを配置。過去20数年間に約6万人の身元調査を実施。警察OBを活用。
4. 調査事項の背景にある価値観と偏見

## [4] なぜ、あの時期に「部落地名総鑑」差別事件が起こったのか

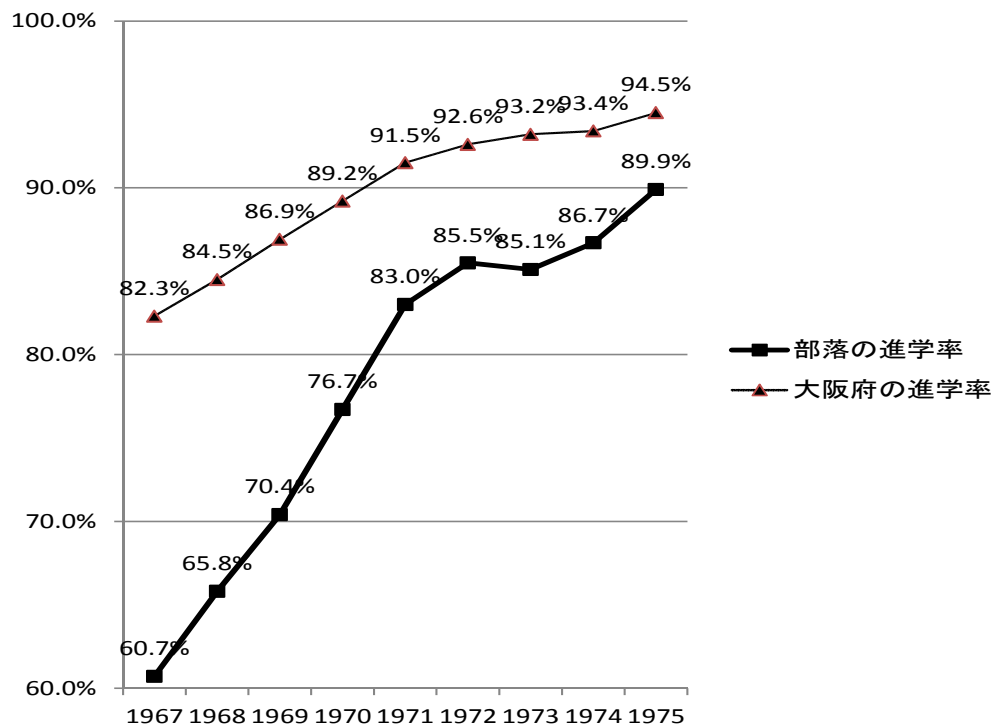
### (1) 差別のとらえ方の発展と就職差別撤廃の取り組みの前進

1. 1965年 同和对策審議会答申が出される  
→ 心理的差別と実態的差別
2. 「社用紙は差別だ！」就職差別反対闘争  
1973年 全国統一応募用紙の策定（新規高校卒業生の履歴書）  
1974年 市販の履歴書（JIS規格）の改正  
1975年 労働者名簿の記載内容の改善

### (2) 当事者の登場

1. 1969年 同和对策事業特別措置法による同和地区住民への高校・大学奨学金制度  
→ 部落出身大学生の本格的な増加

【参照】大阪の部落の高校進学率の変化（大阪府同和事業促進協議会 1991 年奨学金資料）



### (3) 戸籍闘争、身元調査反対運動の前進

1970年 壬申戸籍永久封印（元穢多、新平民などの記載）壬申（みずのえさる）1872年

1973年 興信所差別身元調査慰謝料請求訴訟の大阪地裁判決（原告勝訴、慰謝料50万円）  
 熊本県の部落出身の女性が結婚式の日取りまで決めながら、身元調査により破談された事件。「身元調査を営業目的とする法人が結婚に関する身元調査の報告をする場合において、部落出身を理由として他の者と区別した報告をすることは、社会的身分による差別であり、これを是認することは、法適用の一場合である裁判においては法を不平等に適用することになり、許されないものと解すべきである」

→ 1973年 大阪高裁控訴棄却

→ 1975年 最高裁上告棄却

1974年 和歌山県白浜町 結婚差別につながる身元調査事件を教訓に、戸籍法の公開原則（旧戸籍法第一〇条）にもかかわらず、全国に先がけ、第三者の戸籍謄本の請求の場合、「本人らの委任状または承認書の提出」を義務づけ公開制限のための独自措置

1976年 戸籍法の改正、戸籍の公開制限（特定8業種は戸籍法施行規則において例外→その後戸籍謄本不正入手密売事件が繰り返し発生）

→ 登録型本人通知制度

### [4] 「部落地名総鑑」差別事件を契機とした取り組みの展開

#### (1) 企業啓発活動の本格的な始まり

1977年 企業内同和問題研修推進員制度（現在の公正採用選考人権啓発推進員制度）

1978年2月 大阪同和問題企業連絡会の結成

→ その後全国各地に同企連が結成

(結成日順に記載、2014年度加盟企業数)

各 名 称	結 成 日	加盟 企業数
大阪同和・人権問題企業連絡会	1978.02.22	142
京都人権啓発企業連絡会	1978.03.01	65
福岡市企業同和問題推進協議会	1978.09.28	443
東京人権啓発企業連絡会	1979.11.26	126
兵庫人権啓発企業連絡会	1980.12.01	39
愛知人権啓発企業連絡会	1981.02.24	26
同和問題の解決をめざす広島企業連絡会	1981.09.01	121
千葉県同和問題企業連絡会	1982.06.17	16
香川人権啓発企業連絡会	1983.03.10	13
埼玉人権啓発企業連絡会	1987.04.15	49
滋賀人権啓発企業連絡会	1988.09.12	410
鳥取市人権啓発企業連絡会	1990.11.19	82
長野県同和問題企業連絡会	1992.05.07	18

## (2) 就職差別撤廃への取り組みの前進

1983年 大卒求職者に対する統一応募用紙（モデル様式）が策定される

1996年 統一応募用紙から「本籍地」「家族」「胸囲」「色覚」欄が削除

1999年 職業安定法の改正。「第5条の4（求職者の個人情報の取り扱い）」

→ 「労働大臣指針（労働省告示第141号）」（抜粋）

・次に掲げる個人情報を収集してはならないこと

〈イ〉人種、民族、社会的身分、門地、本籍地、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項（具体的例示：家族の職業、収入、本人の資産、容姿、スリーサイズ等）

〈ロ〉思想及び信条（具体的例示：人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書）

〈ハ〉労働組合への加入状況（具体的例示：労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報）

2005年 統一応募用紙から「保護者氏名」欄の削除

## (3) 部落差別を規制する条例の制定

1985年 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

第一条 この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象（以下「部落差別事象」という。）を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

第五条 興信所・探偵社業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵社業者に次に掲げる事項を遵守させるため必要な規約を設定するよう努めなければならない

い。

一 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

二 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

第十二条 土地調査等を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

二 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

(注) 太字は土地調査差別事件を受けて 2011 年に改正された部分

[5] 今、問われていること

(1) 土地差別問題

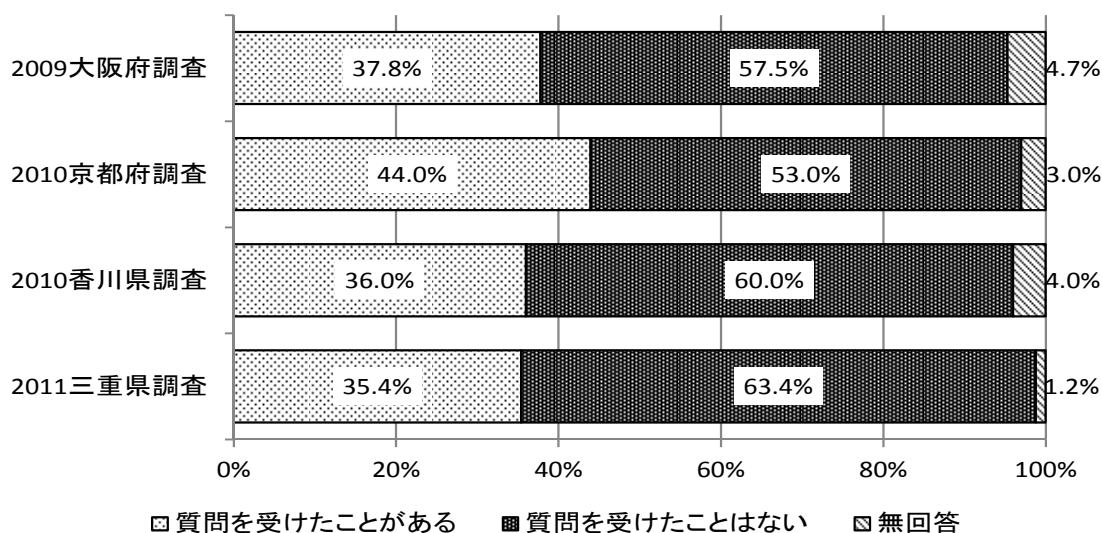
1. 「部落所在地情報」が今日なお経済活動と深く結びついている
2. 各地で頻発する土地差別調査事件
3. 見なされる差別としての部落問題

【参照】2005 年大阪府民人権意識調査

表1 世間の人と同和地区出身者と判断する理由(複数回答可) 2005 年大阪府調査

回答者数	本人が現在、同和地区に住んでいる	本人が過去に同和地区に住んだことがある	本人の本籍地が同和地区にある	本人の出生地が同和地区である	父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる	父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある	父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である	職業によって判断している	その他	わからない	無回答・不明
3424	50.3%	23.6%	38.3%	36.6%	29.1%	27.5%	26.0%	18.9%	1.2%	22.7%	1.7%

【参照】物件が同和地区かどうかの質問を受けた経験(宅建業者に対する調査)

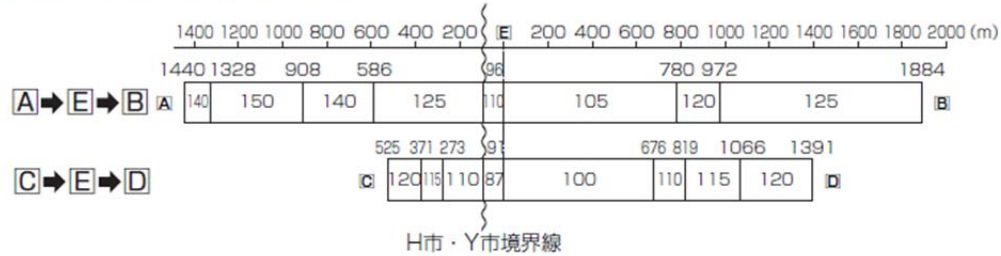


4. 土地価格への影響

5. 担保価値に差別がしみ込こんでくる

【参照】奥田均『土地差別』（解放出版社）より抜粋

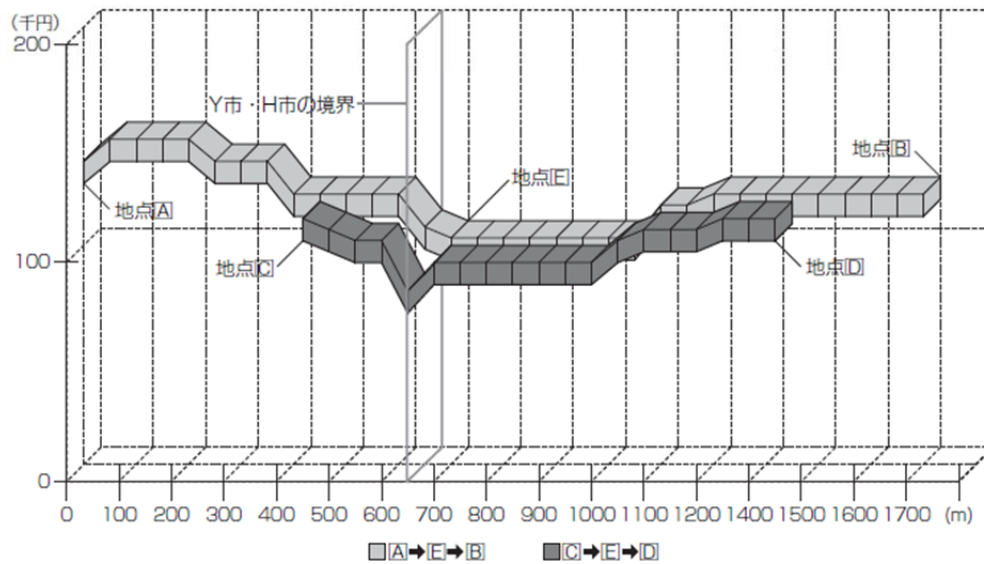
図23 C地区周辺地域の路線価



注1：距離は、それぞれ地点Eからのもの

注2：区間内の数字がその区間内の2004年分の路線価（単位：1㎡・千円）

図24 C地区周辺地域の路線価グラフ



(2) インターネットを悪用した「部落地名総鑑」問題

1. 掲示板やブログ等ででは、部落の所在に関する差別的情報が飛びかっている
2. 差別ホームページ「B地区へようこそ in 愛知」  
同和地区に出向き地域の様子を撮影し、地図とともにHP上に公開  
(HP内に企業2社の名誉を毀損する内容があったことで起訴。2007年懲役1年執行猶予4年)
3. 野放しのインターネット版部落地名総鑑
4. グーグルマップを2次利用し、同和地区を特定できる地名や住所を地図情報に落とし込み、公開しているサイトを開設

(3) 法規制の不在 → 差別禁止法が必要である

1. 「部落地名総鑑」の発行や販売は事実上「合法状態」のままである。それはなお憲法で保障された「表現の自由」「営業の自由」の範疇におかれている。図書の内容は地名一覧であり、特定の個人を指すものでない以上刑法の名誉毀損罪に問うこともできない。一部自治体において条例による規制が敷かれているのみ。
2. 人権擁護委員研修会における広島法務局幹部の発言。  
「『部落地名総鑑』を配っただけでは人権侵害にならない」、「就職差別に利用したかどうか問題で、使用しなければ人権侵害にならない」(2014年9月8日付解放新聞第2676号)。

(4) 企業啓発活動の課題

1. 企業啓発活動は広がったが形骸化が懸念される
  - ・否定形での就職差別問題のとらえ方
  - ・やっかいな問題としての差別問題という印象
2. 小規模事業所における企業啓発活動の課題
3. 企業の取り組みに対する社会的支援の整備
  - ・法律の整備と財政的支援
  - ・総合評価入札制度などの推進

部落問題の基礎学習文献

1. 奥田均『「同対審」答申を読む』(解放出版社 2015年7月)
2. 奥田均編著『知っていますか 部落問題一問一答』(解放出版社 2013年11月)